

四日市市告示第361号

四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年6月28日

四日市市長 田中 俊行

四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第369号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(交付申請) 第6条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) <u>国又は県指定文化財の場合、補助対象事業となっていることが確認できるもの</u>	(交付申請) 第6条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) <u>指定書の写し</u>

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
名 称 ⑩
代表者 ⑩

年度四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付申請書

年度において、 保存整備事業について、補助金 円を交付されるよう、四日市市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 補助事業の目的、内容
 - (1)文化財の種別、名称及び員数
 - (2)指定書の記号番号
 - (3)指定年月日
 - (4)所在の場所
 - (5)所有者の氏名又は名称及び住所
 - (6)事業を必要とする理由
 - (7)事業内容の概要
 - (8)事業実施の方法の概要
 - (9)着工・完了の予定時期
着工 年 月 日
完了 年 月 日
 - (10)その他
3. 収支予算書
 - (1)収入の部
 - (2)支出の部
4. 添付書類
 - (1)設計書、見積書
 - (2)写真（工事前の状況を示すもの）
 - (3)国又は県指定文化財の場合、補助対象事業となっていることが確認できるもの

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(教育委員会社会教育課)